

文京区児童福祉審議会部会設置要綱

2025 文子支第 321 号令和 7 年 4 月 23 日区長決定
2025 文子支第 1927 号令和 7 年 9 月 25 日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区児童福祉審議会条例施行規則（令和 7 年 3 月文京区規則第 19 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定により、文京区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）が設置する部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(常設の部会)

第2条 審議会に、常設の部会として、次に掲げる部会を置く。

- (1) 子どもの権利擁護部会
- (2) 里親部会
- (3) 保育部会
- (4) 児童虐待死亡事例等検証部会

2 子どもの権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 32 条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他児童相談所長が必要と認めた場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 児童相談所が関わる子どもの権利擁護事業において、解決が特に困難な事例について、諮問を受けて答申すること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の 15 第 1 項（法第 33 条の 16 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による被措置児童等虐待（法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第 33 条の 15 第 2 項（法第 33 条の 16 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定によりその報告に係る意見を述べること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (5) 法第 11 条第 1 項第 2 号りに規定する児童の意見又は意向に関して、児童からの申立てを受け、調査審議及び意見の具申を行うこと。

3 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第 29 条の規定による里親（法第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下

同じ。) の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2) 里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

4 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 法第 34 条の 15 第 4 項の規定により、同条第 2 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2) 法第 35 条第 6 項の規定により、同条第 4 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 法第 46 条第 4 項の規定により、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(4) 法第 59 条第 5 項の規定により、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 3 項の規定により、同条第 1 項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6) 認定こども園法第 21 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7) 認定こども園法第 22 条第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

5 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童死亡事例、児童虐待防止法第 4 条第 5 項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の重大事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき、死亡事故、児童虐待等の予防、早期発見等に資するための調査研究及び検証を行うものとする。

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、部会は、委員長又は部会長が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第 3 条 前条第 1 項に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（部会の会議の特例）

第 4 条 部会長は、部会を招集する時間的余裕がない場合その他部会を招集することが困難な場合であると認めたときは、持ち回りその他の方法により当該部会の開催に代えることができる。この場合において、規則第 4 条第 7 項

の規定は、当該方法により部会を実施する場合の議事について準用する。

(会議の非公開)

第5条 部会の会議は、非公開とする。ただし、部会が非公開とすることが適當でないと認めたときは、この限りでない。

(会議録)

第6条 部会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 部会の開催年月日及び開催場所
- (2) 出席した部会員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事のてん末

(庶務)

第7条 部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。